

山林堤防營轄社倉等の事を掌るのである。縣治章程は上款と下款とに分たれ、上款は三十一條下款は十六條である。上款には、（一）郡内郡村ノ制置界線正スルコト、（二）驛遞道路從來ノ方法ヲ變更シ郵便規則ヲ設立スルコト、（十一）新港ヲ開キ或ハ疏シ或ハ新河ヲ決スルコト、（十二）堤防橋梁を修築シ或ハ官舎ヲ營繕スルコト、（十四）河川溝渠ノ填閑ヲ浚疏スルコト、（十五）港灣ヲ修理スルコトの如き稟議處分を爲すの事項であるが下款には（十二）水陸運

輸の爲め新に舟船車馬の願を指令するが如き參事の專任處置し得る事項である。

明治維新直後に於ける諸政の革新は上叙の如く一に中央集權主義を目標とし取扱はれたのである、從て地方自治の如きは其の姿を見ることは出來ない。然るに其の後漸時政論も一般國民間に普及するの趨勢となつて地方自治制度整備時代へと進むべきの曙光を見らるゝに至つた、次號には地方自治制度整備の一歩に付き述へるのである。（未完）

道路と電信電話線に就て氷川氏に答ふ

淺見親

本會誌三、四月號に於て永川比路志氏は「道路と電信電話線との關係に就て」なる題下に、私が嘗て雜誌「工政」二月號に於て同様なる題名にて掲げたる所説に對し大に論じられた同氏の文を讀みて前掲自分の所説の趣旨が充分徹

底してない所あるを發見し、且つ又同氏が誤解せる點あるを認めたるを以て、茲に重ねて自分の意見を述べて見たい

と思ふ、但し一々反駁するの煩を避け重要な點だけにつき説明する。

前記工政會誌に載せたる筆者意見の要旨を摘要すれば下の様である。

一、市街地に於ては電柱を道路敷地外に建設する事が道路有効幅員の上から見ては勿論望ましい事であらうが、それでは民家の建築に支障を來し且つ通信線も支障を來す恐れが多きを以て、道路敷内なるべく交通の支障少き個所に建設するのが最良の方法と思ふ、尙ほ歩車道が境界石などで區別さるゝ個所は歩道内の車道側に電柱建設するのがよいと思ふ。かくの如く電線路建設敷地として道路の一部を使用する事は道路本來の目的に使用さるゝのでないからさぞ迷惑であらうが、道路管理者は單に道路といふ事だけにとらはれないで、廣く國家的立場に於て、通信機關も國家社會としての必須のものである事を認められ、道路上の電柱建設に對し雅量を示して頂きたい。

二、以上の如き個所に對する電柱占用位置の照會に對して兎角道路管理者側の諒解を得るに困難を感じる現状であるが、これには道路上の電柱が交通妨害、或は道路美觀上

面白くないと云ふのも一理由であらうが、裏面に於て更により重大なる理由をなすものは、將來移轉の必要を生じた際にその移轉費迄負擔せざるべからざるが如き電柱の建設を許容するには面白くないと云ふ事だらうと想像され、この移轉費負擔の件は色々の理由から現行の取りきめとなつて居るものと思ふが從來の經驗から果して現行通りにして置くを可とするや否やは遞信省内部にても議論區々にして置くを可とするや否やは遞信省當事者としても全然内務省の意のある所の次第で、遞信省當事者としての無關心であるのではない、道理のある所は遞信省の當事者も虛心坦懷考慮すべしと信する。

三、次に地下管路は東京市の街路内構造物配置標準によれば、電信電話地下管路は下水管等と同様車道敷内となつて居るが、電信電話線は下水等と異り増設等の爲め再三一路面の掘鑿を餘儀なくされるし、また完成後も工事作業の際人孔等を開く必要ある爲めに著しき交通妨害を生ぜしむる、それ故是非相當の幅員を有する歩道ある場合は、獨逸等に於ける例の如く歩道敷内に埋設する事にし、車道敷内

埋設を廢止する事に配線標準を改正して貰ひたい。

以上筆者の所説に對して氷川氏は、「電柱は必ず道路に建設するにあらざれば通信の要務を果たすを得ないと云ふべきものでない」と述べて居られる、即ち民有地に建てたらよいではないかと言ふ事である、實は筆者は市街地の家屋連携せる場所に就いてのみ論じたのであつたが同氏は如何様に讀まれたのであらうか、それは兎に角として今日郊外に於て大部分民有の田畠等を利用し電信電話の電柱を現に建設して居る、これは事業上止むを得ずとは云へ、土地所有者の迷惑甚しきもので出来る事ならば避くべき事である

と思ふ。序であるが氏は電柱敷地手當年額一本四錢なるを挙げて大聲遮信省を詰じつて居られる、この金額が當を得ない事は御説の通り御尤な次第で遮信當局も決して閑却して居る次第ではなく、仄聞する所によれば歴代の大臣何れもその増額の要を認められ、只急激なる豫算増加は實際問題として實現性が少きも考慮せられ、不充分ながらも一先づ相當額迄増額方の計畫を何回も繰返して居らるゝが、そ

れすら豫算緊縮の折柄大藏省の承認を得るに至らず、未だに實現の機會の到來せざるを吾々は誠に遺憾に存じ居る次第である。

話は前に戻つて然らば民有地に建設して土地所有者の迷惑する事を避くるにはどうすればよいかと云ふに、地下線とするか乃至は道路に建設する外ないのである。然るに地下線にする事は局外者の想像以外の多額の豫算を要するものである、これはやゝ専門的の説明に涉る嫌ひがあるが、地下線とすると自然電線の太さが架空裸線の場合に比し細くなり通話音が自然微弱となる、故に諸所に通話音を増大する装置を附加する事が必要になる。其他色々な理由から経費の増加を來たす、それ故地下線とするには線條數が相當多數とならなければ經濟が持てないと云ふ事になる、現に電話加入者を收容する線路にありては四百對（線條數八百）以上を始めて地下とする實狀に見るも、地下線に變更すると云ふ事は實際問題として中々困難な場合が多いのである、それで民有地に線路建設を避ける爲めには勢ひ道路

を電柱建設敷地として選定する外ない事となるのである。歐米にても自分の一瞥したる所にして大なる誤り無くんば、田畠等を電信電話線路建設敷地として利用して居るのはその例餘り多からず、大部分の國に於て道路に建設して居る、民權の發達して居る歐米に於てはさもあるべしと考へさせられる。

以上は都會地でない田舎の土地の話であるが、都會地に於ては道路に建設しなければならぬと云ふ事は絶對的の問題であると信する。然し同氏はこれに對し道路敷でなく共々やや引つこんで民有地を選んで建てたらしいじゃないかと云ふ御意見であらうか知れないが、これは現今市街地道路に建柱してある所に就き少しく調査せらるゝならばその不可能なる事は直に判明する事と信する。現に道路の片側には通信線路、對側に電燈電力線路が至る所に建てられて夫々需用家引込みの用に供して居る、これは現在としては好むも好まざるもの止むを得ざる方法なのである、之は道路管理者も道路本來の立場から云へば勿論そんな電線路など危

介物に相違ないが、通信事業、電燈電力、水道、瓦斯事業等何れも社會的必要なる施設なる以上止むを得ずとしてこれが建設を承認せられこれ等を凡て道路に收容するのが廣義の意味に於ける現代道路の使命であると考慮されて居らるゝ事と存する。

次に道路工事に基因する電線路の移轉費の負擔方に就ては筆者は現在の規定の可否につきては遞信省内部に於ても議論ある事を述べた位で自分としては何等その可否に對して意見を發表して居らぬ、蓋し本問題は吾々技術者の意見のみによつて決定する能はないからである、尙更内務省負擔と決定せる根據の當否の證索は全く筆者の趣意ではない。只右の取りきめにも一分の根據のあるものと云ふ意味の説明であつた、これに對する御攻撃には敢て辨明する要なしと信する。尙ほ貴説に對しても反駁すべき事あるも同様の意味に於て凡て差し控へ、慎んで御意見を拜聽して置く。

只聞き捨てゝ置く事の出來ないのは氏が電信電話事業は、

莫大なる利益を擧げ居るにもかゝわらず移轉費を負擔せず
従つて電信電話利用者の利益の爲めに、道路費負擔の國民
を犠牲にして居るとの放言である。右電信電話の收入は全
部國庫の收入となり且つ九年度より實施さるゝ通信事業特
別會計に於ても年々八千萬圓内外の金額を一般會計に納付
する事となつて居る實状ではないか、右一般會計への收入
が道路工事の費用に直接、間接に影響ある事は説明する迄
もない事で何故に氏がかくの如き言を弄せしや怪疑に堪へ
ない。

遞信電柱の建移設に就ての一考察

I

I

生

本誌第十五卷第三號乃至第五號に冰川氏の「道路と電信電話線との關係に就て」を連載した所、アイアイ生から
事實に即した本文の如き意見を寄せられた、實に有益な資料で他府縣にも此種の事實あるべしと推察せらるゝが
故に相互の連絡的研究を遂ぐる上に多大の價値あるものであるアイアイ生に對して深く感謝し、他の府縣の方々
には獨り本題目のものなくとも地方に於ける事實に即した高見を寄稿せられんことを切望する。(編輯子)

終りに氏が自分の意見に對し種々高説を開陳せられた事
に對し慎んで感謝の意を表する、御互に反対の立場から論
議を盡す事は本問題双方の主張を明確にし詮ずる所何所に
解決の要點ありやを知り得るに幾分にても貢獻し得る譯で
誠に裨益する所が多いからである。尙ほ有力なる道路關係
者の團體の會誌の貴重なる紙面を門外漢たる自分に割愛さ
れたる雅量に對し道路改良會當事者に衷心より深厚の敬意
を表す。